

# 千葉県環境審議会水環境部会 議 事 録

日時：平成 23 年 10 月 26 日（水）  
午後 2 時 58 分～  
場所：千葉県庁 中庁舎 3 階 第 1 会議室

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . 千葉県環境生活部次長あいさつ .....	1
3 . 部会長あいさつ .....	2
4 . 議 事 .....	3
諮問事項	
( 1 ) 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」( 案 )	
( 2 ) 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」( 案 )	
.....	3
報告事項	
( 1 ) 平成 2 2 年地盤沈下の状況について .....	8
( 2 ) 印旛沼、手賀沼及び霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画について .....	1 3
5 . そ の 他 .....	1 8
6 . 閉 会 .....	1 8

## 1. 開 会

司会（山中副課長） 定刻前でございますが、お揃いになりましたので、ただいまから千葉県環境審議会水環境部会を開催いたします。

私は、本日、司会を務めさせていただきます水質保全課の山中でございます。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、本日御出席の委員の方々を御紹介申し上げます。

お手元の委員名簿を御覧ください。

水環境部会長の磯部雅彦委員でございます。

入江晶子委員でございます。

近藤昭彦委員でございます。

瀧 和夫委員でございます。

岩淵弘美委員でございます。

勝山 満委員でございます。

加藤賢三委員でございます。

なお、山室真澄委員におかれましては、本日、所用のため欠席との連絡をいただいております。

続きまして、特別委員の方々です。

経済産業省原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部長の守屋猛委員ですが、本日は代理として田口勇一様に御出席いただいております。

国土交通省関東地方整備局河川部長の山田邦博委員ですが、本日は代理として須田敦志様に御出席いただいております。

同じく関東地方整備局港湾空港部長の下司弘之委員ですが、本日は代理として松川文彦様に御出席いただいております。

国土交通省海上保安庁第三管区海上保安本部千葉海上保安部長の高橋章二委員ですが、本日は代理として漆畑勝彦様に御出席いただいております。

なお、農林水産省関東農政局生産部長の井川義孝委員及び経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部長の重政弥寿志委員は、本日は所用のため欠席でございます。

ここで定足数の確認をさせていただきます。

ただいま御紹介申し上げましたとおり、本日は委員総数の半数以上の出席をいただいております。したがって、千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、本会議が成立していることを報告いたします。

## 2. 千葉県環境生活部次長あいさつ

司会 それでは、開会にあたりまして、環境生活部次長の松澤から御挨拶を申し上げます。

松澤環境生活部次長 皆さん、こんにちは。千葉県環境生活部次長の松澤でございます。

本日は、大変お忙しい中、水環境部会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、委員の先生方には、本県の環境行政につきまして適切な御指導を賜わり、重ねて御礼申し上げたいと思います。

本日御審議いただく案件でございますが、前回の部会に引き続き、東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(案)と、それに係る「総量規制基準」(案)でございます。

本日は、前回の部会で御審議いただきました御意見、あるいは、その後パブリックコメントをやらせていただいたのですが、そのパブリックコメントの結果等を踏まえて御審議いただきたいと考えております。

それと、今回の審議とは直接的には関係ございませんが、県では今年度、印旛沼、手賀沼等に係る第6期湖沼水質保全計画、これは今年度から平成27年度までの計画ですが、その計画を策定することとしております。この新たに策定する計画の内容につきましては今後この部会で御審議いただくこととなりますが、本日は事前に、昨年度までの第5期の計画の取組結果等についても御報告させていただきたいと考えております。後ほど担当のほうから説明させていただきますが、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上、非常に簡単でございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

司会 ありがとうございます。

### 3. 部会長あいさつ

司会 続きまして、磯部部会長から御挨拶をいただきます。

磯部部会長 磯部でございます。

東京湾の水環境に関しては、東京湾再生会議ができて、国あるいは1都2県での水環境のモニタリングが随分強化されてきたなという印象を持っています。水環境について、詳しい栄養塩であるとか、あるいは貧酸素水塊であるとか、かなりの頻度で測れるようになりましたし、またセンサーのあるものについてはリアルタイムで測られているという状況で、東京湾の水環境もかなりよく見ながら、よりよい環境に向けてどんなことをしていっていいのかという議論が具体的にできるようになったというふうに感じています。

今日は、議題として総量削減計画と総量規制基準の審議をしていただきますが、前回、内容については県から御紹介していただいたことでもありますので、可能な限り今日は結論を得たいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会 どうもありがとうございました。

議事に入る前に、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

次第

委員名簿

座席表

座席表の中で1点訂正させていただきます。下司特別委員ですが、本日は沿岸域管理官の松川様に代理として御出席いただいております。訂正をお願いいたします。

千葉県環境審議会運営規程

環境審議会への諮問文と水環境部会への付議文の写し

前回の議事録(案)

本日の議題の資料として、

資料 1 - 1 各委員からの意見等への対応について

資料 1 - 2 総量削減計画（案）及び規制基準（案）に関する意見募集の結果

資料 2 - 1 平成 22 年地盤沈下の状況について

資料 2 - 2 印旛沼、手賀沼及び霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画について

参考資料 前回配付資料（資料 1、資料 1 関連資料、資料 2、資料 2 関連資料）

以上でございます。

#### 4. 議 事

司会 それでは、これから議事に入ります。

千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、部会長が会議の議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行については磯部部会長をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

磯部部会長 それでは議長を務めさせていただきます。議事の進行につきまして、御協力をどうかよろしくをお願いいたします。

本日の会議については、千葉県環境審議会の運営規程に基づき公開で行うということになっております。

議事に先立ちまして、議事録署名人の指名を行いたいと思いますが、私に御一任いただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

磯部部会長 ありがとうございます。

それでは、灌委員と岩淵委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

#### 諮問事項

（１）「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」（案）

（２）「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（案）

磯部部会長 それでは議事に入ります。

諮問事項として、議事次第にもありますが、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」（案）及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（案）の 2 項目がございます。これらについて、前回からの継続審議ということになっています。

まず、前回の会議での意見と、それに対する県の対応、及び審議と並行して行われたパブリックコメントの結果等について、事務局から説明をお願いいたします。

生駒水質指導室長 諮問事項関係の資料について御説明申し上げます。

諮問事項（１）として水質汚濁防止法第 4 条の 3 の規定による「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」（案）、そして諮問事項（２）として「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（案）につきましては、本年の 9 月 14 日に開催されました当水環境部会に諮問し、御審議いただいたところでご

ざいます。その後実施したパブリックコメントの結果、また前回の部会でいただいた御意見を踏まえて考え方を整理しておりますので、説明させていただきます。

まず、資料1-1を御覧ください。

これは、前回の部会でいただいた御意見や御指摘への県の考え方を整理したものです。

左側の欄は前回の審議会でのいただいた御意見、御指摘。真ん中の欄は、県の対応あるいは考え方。前回の部会では説明が舌足らずの部分が多々あったかと思いますが、改めて整理し直しています。右の欄は「備考」で、前回の資料のそれぞれの該当する部分のページを記載しております。

それぞれについて見ていきますと、一番上の欄では、入江委員から「総量規制基準値の遵守状況はどのようにチェックしているのか」という御指摘がございました。前回の資料では、資料1は計画（案）ですが、そちらの3～4ページに産業系排水対策の部分がありますが、これは後ほど御覧いただければ結構かと思いますが、その部分の御指摘かと思えます。

真ん中の「対応」の部分ですが、状況としては、県及び水質汚濁防止法の政令市が水質汚濁防止法に基づく立入検査を行い、濃度規制と併せて総量規制の遵守状況の確認を行っております。また、事業者には汚濁負荷量の自主測定と報告が義務づけられておりますので、この報告書によるチェックも行っています。そのような取組を行っている状況にございます。

また、加藤委員から「指定地域内特定事業場のうち、浄化槽の割合が大きい、維持管理を含めて指導はどのように行っているのか」という御指摘です。

真ん中にまいりまして、状況としては、規模の大きな浄化槽、1日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上になりますが、そういった大きな浄化槽については総量規制対象です。上記と同様に指導している状況にございます。また、規模にかかわらず浄化槽法に基づく保守点検、清掃、法定検査の実施も指導しております。そのような状況にございます。

2番目の欄では、井川特別委員からの御指摘です。「目標年度が26年度とあるが、(第7次総量規制基準は)『既設の事業場については26年4月から適用』ということは、この間は新設事業場しか適用されないということか」という御指摘がございました。

考え方としては、新設事業場は第7次総量規制基準に対応可能な技術水準にあると見込んで24年5月から基準を適用する予定ですが、既設については、施設の改善の期間が必要ですので、施設改善の期間を考慮して26年4月以降から適用しています。それまでの間、既設の事業場は現行の基準により規制されます。そのような対応をしていきたいと考えております。

該当部分としては、計画（案）の関係資料の15ページ、今後のスケジュールの部分に当たるかと思いますが、その部分についての御指摘でした。

一番下の欄ですが、瀧委員から「この計画（案）に記載されている『総量削減計画の普及版』は、県民が『何のために何をすればよいか』がわかりやすいものにするよう要望する」、また岩淵委員から「生活系の負荷量割合が大きいので、啓発を強化したほうがよいのではないか。節電のように、何をしたらよいかをわかりやすく明確にするとよい」という御指摘をいただきました。

前回の資料でいきますと、計画（案）の教育の啓発の部分に該当するかと思えます。

県の考え方としては、委員御指摘のとおり、普及版をわかりやすくするということは非常に大切だと考えております。「総量削減計画（普及版）」の作成にあたっては、負荷量を削減する目的と実践してもらいたい事項を具体的に記載し、県民にわかりやすいものとしたいと考えております。

また、生活系の負荷量の削減について、県民の理解を深めるために、家庭でできる浄化対策について、できるだけわかりやすい啓発用のパンフレットを作成していきたい。そのように対応していきたいと考えております。

裏のページにまいりまして、磯部部長からの御指摘です。「大雨時に生活排水がそのまま排出されてしまう合流式下水道について対策となる事業があるか」という御指摘です。

これも該当するところとしては、計画（案）の2ページに「下水道の整備等」という部分がございますが、この部分かと思えます。

状況を申し上げますと、下水道部局で策定した合流式下水道改善計画というのがございます。それに基づいてスクリーン設置等の改善事業を進めている。さらに、施設の改善効果と越流水の状況把握に努めていきます。具体的には、括弧書きで、合流式下水道改善計画は『平成25年度末、完了』を目標として、例えば千葉市、市川市、木更津市、松戸市、習志野市で雨水滞水池やスクリーン設置等を予定している。また、船橋市と君津富津広域下水道組合では、このような対策は21年度に完了済みだと聞いております。

真ん中の欄にまいりまして、近藤委員からの御指摘です。「印旛沼と同様に『ファーストフラッシュ』の負荷量が問題になると思うが、これは『その他』に入るのか。また、現行でこれは重要だという認識で取組を進めているか」という御指摘です。

これは、計画案の23ページに負荷量のフレームとか汚濁負荷量の算定結果の表を載せていますが、その部分に当たろうかと思えます。

また、瀧委員からも同じように「路面等からの『ファーストフラッシュ』も負荷量が非常に大きいと言われている。下水道で汚水として処理する等、将来を見据えた対策をぜひとも進めてほしい」という要望をいただいております。

県の考え方としては、「ファーストフラッシュ」の負荷量は主に「その他」系の中の「土地系」に含まれています。東京湾では、「土地系」の負荷量が全体に占める割合は、印旛沼や手賀沼の場合と比較して比較的小さい。例えばCODと全りんでは約5%、全窒素については約17%と比較的小さいですが、将来に向けてファーストフラッシュ対策は大切だと考えておりますので、今後も検討していきたいと思っております。

最後の欄ですが、入江委員からの御指摘です。今回新たに「水質改善に資する養殖等の取組の推進」という部分を計画（案）に盛り込んでおりますが、「新たに加わったノリ養殖、アサリ漁業等の推進について、実効性を高めるための財政的な支援等を含めて水産部局と話をしているのか」という御指摘でございます。

また、勝山委員からも「ノリも貝類も現状の水質の中では大変厳しい状況にあるので、今後、県庁内の関係部局の積極的な取組を要望する」といった指摘がございました。

真ん中の「対応」の欄ですが、この部分は計画案の5ページに「取組の推進」ということで記載していますが、県庁内の水産局漁業資源課といった関係課と十分調整した上で計画（案）のほうに記述しております。

また、ノリ養殖等に係る事業については、水質改善といった側面からこの計画の事業と

して位置づけるものでして、関係課と連携して取組を進めていきたいと考えております。  
最後に、勝山委員から「海底の窪地の埋戻しについては市町にも事業があると思うので、確認する必要があるのでは」という御指摘をいただきました。

真ん中の欄に行きまして、改めて市町の「窪地の埋戻し事業」の有無について再度確認いたしました。その結果、「以前は事業があったが現在は無い」と聞いております。

以上が、資料1-1「各委員からの意見等への対応について」の説明でございます。  
次に、資料1-2を御覧ください。

これは、今回実施したパブリックコメントの結果です。パブリックコメントは、平成23年9月6日から1か月間実施しております。県のホームページへの掲載、そして県民センター窓口において閲覧できるということで意見をお伺いしております。その結果、2にもございますが、今回は寄せられた意見はございませんでした。

最後に、前回お配りした資料に一部訂正がございますので、若干説明させていただきます。

「参考資料 前回（平成23年9月14日）配付資料」の「資料1 関連資料」の23ページ、A3横書きの表になっていますが、こちらは、負荷量のフレーム、汚濁負荷量の算定結果を取りまとめたものです。この表の中で、網掛けの部分が今回訂正した部分です。

一つは、中段部分に当たりますが、「生活系」の一番下の網掛けの部分ですが、前回の資料では「雑排水」と標記されていたものを、わかりやすく「(A~E)から排出される雑排水」と標記し直しました。この「雑排水」の部分がどこに当たるのかというのが非常にわかりにくかったので、明確に記載しております。

また、隣の「フレーム」の部分ですが、数値に括弧書きしてございますが、これは内数ということで表記しております。それぞれの中の雑排水分の人口になりますが、それぞれに少しずつ入っておりますので、最終的には合計が入っておりますので内数ということで表記しております。

また、下のほうの単位のところ網掛けをしておりますが、こちらは、当方の不手際で単位が間違っていましたので、「 $m^3$ /日」に訂正しております。

以上で説明を終わります。

総量削減計画（案）そして総量規制基準（案）については、今回は、修正はございませんが、改めて再度、計画（案）、基準（案）についてよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

磯部部会長      ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明を踏まえて、諮問事項全般に関する御意見、御質問がございましたら発言をお願いしたいと思います。どこでも結構です。資料1-1には、前回、各委員から御意見いただいた件、御指摘いただいた件について、その対応について取りまとめをしてくださっています。これについて改めて確認ということもあるかと思えますし、また新たな点についての御質問もあろうかと思えます。いかがでしょうか。

入江委員      直接こちらに関わる質問ではないかもしれませんが、本日の新聞報道でも、県内の合併浄化槽の検査の率が全国的に非常に低いという数字がありまして、その件について私も委員のほうに詳しく御説明をいただければと思います。

生駒水質指導室長      今、手元に詳しい資料はございませんが、確かに新聞報道、昨日の決算審



査特別委員会でも質疑がございましたが、千葉県の浄化槽の浄化槽法に基づく検査については受検率が低い。浄化槽法の法定検査というのは2種類ありまして、7条検査というのは、浄化槽を設置してから3か月後から5か月の間に、浄化槽の管理者（浄化槽を使用されている方々）が行わなければならない検査です。水質検査が主なものです。また、11条検査、これは使用されている方々に年に1回行っていただく検査です。これらの2種類の検査については、基本的には、県の指定する指定検査機関がございまして、そこで実施していますが、実は残念ながら千葉県の法定検査の受検率が全国的にも低い状況にあり、平成21年度の7条検査の受検率は57.2%です。また、年1回行う11条検査については受検率が5.9%という状況です。これは全国平均を大きく下回っています。

県としては、こういった法定検査の受検率の向上に向けていろいろな取組を行っておりますが、一つは、浄化槽を使用されている方々に法定検査の趣旨が十分に知られていないという状況もありまして、そのあたりを十分知っていただくということで、できるだけいろいろな機会を通じてパンフレットを配って「こういったものは必要ですよ」というお知らせをしたり、あるいは講習会等を開いて「こういった義務があるのですよ」ということをお知らせしているところです。

また、もう少し詳しく申しますと、合併浄化槽を設置するときに補助制度がございしますが、その補助制度の要件として、最初に、7条検査では手数料をちゃんと払っていますよという納付書を添付させたり、11条検査については11条検査の契約書を添付させたり、そういった措置も講じております。

ただ、そのような取組はしておるのですが、なかなか受検率が上がらないということですので、これからもより一層受検率向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

入江委員 続けて確認と質問をさせていただきたいのですが、今の数字は21年度とおっしゃったのですが、それでよろしいですか。

生駒水質指導室長 はい、21年度でございます。

入江委員 今のお話ですと、周知とか趣旨がよく理解されていないということでしたが、市町村の状況から見ますと、合併浄化槽を使って管理するにはやはりお金がかかる、検査を受けるのにかかるといったところで、財政的な支援がまず何よりも求められているのかなと思うのですが、県内の市町村の合併浄化槽設置に対する支援状況、主に財政的なところについて、かなりばらつきがあると思うのですが、そのあたりの状況については御存知でしょうか。

生駒水質指導室長 市町村によっては、設置に対する補助以外に、維持管理費に関する補助をしている市町村もあるやに聞いております。どことどこというのは、今は手元に資料はございませんが、確かあったと聞いております。御指摘のとおり、市町村間で温度差があるというのは、確かに事実でございます。

入江委員 具体的に、県の補助制度のもう少し詳細について、教えていただけますか。

生駒水質指導室長 今、資料は手元にございませんが、簡単に言ってしまうと、従前は合併浄化槽を設置するときに新設であっても補助をしておりましたが、近年ではすべて浄化槽については合併浄化槽になっておりますので、新設の部分についてははずしております。今、重点的に考えておりますのは、単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換するときに、県、市町村、国が設置費用の4分の1をそれぞれ3分の1ずつ補助する。当然、上限は決まっ

ておりますが。そういったことで補助させていただいております。さらに、高度処理型と  
いいまして、窒素とりんを高度に処理するものについても補助率を上げて、そちらのほう  
に転換するように誘導している。そのような補助制度を運用しております。

磯部部会長　今の件については、合併浄化槽に関して現状をきちんと把握しておいてほしいと  
いうことと、その検査の率が低いようなので、ぜひそれを高くするように努力してほしいと、  
そういう趣旨でよろしいでしょうか。

入江委員　ありがとうございます。

磯部部会長　そのようにぜひお願いします。

確かに、検査をしてメンテナンスをするということは重要ですし、単独浄化槽から合併  
に、そして高度処理にというのが、当然、社会の趨勢でもあり、必要なことでもあると思  
いますので、その方向でぜひ御努力をいただけたらと思います。

ほかの件についてはいかがでしょうか。

この対応の中には、最後のところで、水環境と漁業というものが、これはまさにコラボ  
レーションというのでしょうか、連携をしながらそれぞれによくなっていくという側面の  
御質問、あるいはそれに対する回答もあったかと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、よろしければ、ほかに特に意見もないようですので、この諮問事項2件、  
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(案)及び「化学  
的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」(案)について、一括し  
てお諮りしたいと思います。

この2件の諮問事項について、原案のとおり承認するということで御異議ございません  
か。

(「異議なし」の声あり)

磯部部会長　それでは、この2案については諮問どおりということで本部会の報告とさせてい  
たいただきます。どうもありがとうございました。

本日、承認いただいた諮問事項「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る  
総量削減計画」(案)及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規  
制基準」(案)につきましては、千葉県環境審議会運営規程第6条に基づいて、私から審  
議会長に報告させていただきます。

その後、会長の意見を得て、審議会の議決として、審議会長名で知事あてに答申される  
運びになりますので、御了承いただきたいと思います。

## 報告事項

### (1)平成22年 地盤沈下の状況について

磯部部会長　続きまして、事務局からの報告事項がありますので、お願いします。

小倉地質環境対策室長　資料2-1「平成22年地盤沈下の状況について」を説明させてい  
たきます。

毎年、地盤沈下の状況を把握するために、県環境保全条例の地下水採取の規制地域、天  
然ガスかん水の汲み上げが行われている九十九里地域を対象に水準点の測量を行っており

ます。この資料は平成 22 年の調査結果で、今月 14 日に公表したもので、県庁のホームページに掲載しているものです。

最初に、囲みの中に主な内容をまとめてございますので、御覧ください。

平成 22 年の地盤変動状況を把握するため、県、千葉市、国土地理院により精密水準測量を実施いたしました。

測量結果ですが、地盤沈下が認められた地域は、調査を実施した 3,204.7 km<sup>2</sup>のうち 2,820.5 km<sup>2</sup>であり、前年より増加いたしました。

一方、2 cm 以上の沈下については 0.0 km<sup>2</sup>であり、前年の 22.3 km<sup>2</sup>から減少いたしました。

また、最大沈下点ですが、習志野市藤崎にある水準点で 2.16cm。2 cm を超えています。面積では、小数第 2 位以下であることから切り捨てとし、0.0 km<sup>2</sup>と表示しております。

なお、今回の測量は、3 月 11 日の地震が発生する以前に行ったものですので、地震による地盤変動は反映されてはおりません。

囲みの下の「1 調査目的」ですが、地下水及び天然ガスかん水の採取等による地盤変動を把握し、地盤沈下防止対策を図るため、昭和 35 年から毎年実施しております。

次に「2 調査内容」ですが、本年 1 月 1 日を基準日として、47 市町村、水準点で 1,130 点、測量距離としては 2,052km で測量を行いました。

次に「3 調査結果の概要」ですが、平成 23 年 1 月 1 日の標高と 22 年 1 月 1 日の標高との差から 1 年間の地盤変動量を求めております。

アですが、地盤沈下面積ですが、前年と比べて約 1.1 倍に増加いたしました。

次のページを御覧ください。

繰り返しになりますが、2 cm 以上の沈下面積は 0.0 km<sup>2</sup>です。

また、沈下が見られなかった地域は 384.2 km<sup>2</sup>で、前年の 551.5 km<sup>2</sup>と比較して概ね 3 分の 2 に減少しております。

次に、5 年間の類型地盤沈下状況ですが、平成 18 年から 22 年までの沈下面積は 2508.1 km<sup>2</sup>で、前の 5 年間の 2,619.6 km<sup>2</sup>と比較してやや減少いたしました。

また、5 年間で 10cm 以上沈下した面積を見ますと、1.5 km<sup>2</sup>であり、前の 5 年間の 2.2 km<sup>2</sup>と比較して概ね 3 分の 2 に減少いたしました。

5 年間の類型で沈下の見られなかった地域ですが、539.1 km<sup>2</sup>であり、前の 5 年間の 424.8 km<sup>2</sup>と比較して約 1.3 倍に増加しております。

次に沈下の原因ですが、主として地下水の採取、天然ガスかん水の採取による人為的要因、もしくは地震、自然圧密等の自然的要因、またはこれらの要因が複合されたものと考えられます。

対策としましては、長期的に沈下状況を把握し、適切な対策を継続的に実施することが必要なことから、今後も引き続き地下水の採取について法や条例に基づく許可により行い、許可後は揚水量の報告を求め、より一層地下水の合理的利用が図られるよう指導を行うこと。それから、天然ガスかん水の採取については、地盤沈下防止協定により引き続きかん水地上排水量の削減指導を行うこと。それから、地盤変動量及び観測井による地下水位等の測定を継続し、地下水等の採取による影響の把握に努めることにより、地盤沈下の防止

を図ることとしております。

3 ページ以降は、説明した内容についての表と図を添付しています。

表 1 は平成 22 年の東葛から九十九里までの地域別・変動量別の面積を示しております。次のページですが、表 2 は、平成 22 年における沈下の大きな 10 地点を示しています。なお、平成 21 年における最大沈下点は八街市の地点でしたが、平成 22 年は減少して 1.81cm となっております。

その下の表 3 ですが、過去 10 年間ににおける年間の沈下面積と最大沈下地点の推移を表しております。

隣のページの表 4 ですが、こちらは地域別に過去 5 年間の累計地盤変動量別面積を表しています。地盤沈下面積の合計は、先ほども説明しましたが、前の 5 年間より減少しております。

その下の表 5 ですが、5 年間の累計地盤沈下の大きな 10 地点を整理しておりますが、10cm 以上は 1 地点で、ここには書いてございませんが、前の 5 年間は 4 地点でしたので地点数が減少しております。

次のページですが、この図は、年間 2 cm 未満の地盤沈下があった地域と、地盤沈下が見られなかった地域を表しております。

隣の図 2 は、5 年間ににおける 10cm 以上の地域、10cm 未満の地域、沈下の見られなかった地域を表しております。

資料 2 - 1 の説明は以上でございます。

磯部部長 資料 2 - 1 で地盤沈下の状況について御説明いただきました。

地盤沈下については、昭和 20 年代から 30 年代にかけて地盤沈下の速度がものすごく、それを調べたところ、「地下水を汲み上げ、地下水位が下がり、地盤が圧密沈下し」というのが地盤沈下の原因であるということが非常にクリアにわかってきたので、その後は地下水の汲み上げについて規制をすることによって地盤沈下が全国的に見ても相当緩和された、減ってきたということで、なお残っているものについて地盤沈下が起こらないように注意をしようという趣旨で状況を調査していただいております、必要であればその対策をとるということで御報告をいただいている件です。

この件について何か御質問ありましたら、お願いしたいと思います。

近藤委員 現在、地下水あるいはかん水を揚水している深さはどの程度で、今、どういう地質あるいはどういう層準のところで沈下が起きているのでしょうか。

といいますのは、水循環の保全ということを考えるときに、浅い地下水はどんどん利用することによって保全していきたいという考え方も出てきておりますので、一体どのような深さ、層準で現象が起きているのか、ひとつ教えていただけますか。

小倉地質環境対策室長 通常の地下水の採取は、数十mから 200mの範囲ぐらいでしょうか。

ただ、天然ガスのほうは、海岸のほうに行くにしたがって浅く採れるのですが、内陸に行くにしたがって深くまで掘らなくてはいけないということで、1,000m以上掘っているところもございます。

近藤委員 数百mのオーダーでも、沈下は現在でも洪積層の中でも起きているわけですか。

小倉地質環境対策室長 天然ガスのほうは、1,000mとか 500mとか、さらにそれ以上というところで揚水していますので、その影響だと考えています。

磯部部会長　これは、実際に審議をするときには、どこでどのくらい汲み揚げているという分布とか、今日出していただいた地盤沈下の分布とか、そういうのを併せて見ることになるのですか。

小倉地質環境対策室長　天然ガスのほうは協定に基づいて揚水量で報告してもらっておりますし、その他の地下水採取についても、許可井戸については、年間1回、揚水量報告をいただいていますので、並べて見ることはできるだろうと思います。

磯部部会長　今、近藤先生からも御指摘がありましたけれども、この現象はややタイムスケールの長い現象なので、1年とか5年の累積が入っていますが、年次ごとの変化と地下水の汲上量、その量も分布的な量とかそういうのを比べながら、施策が効果をどのくらい発揮しているのかというのを見ながら議論するのがいいと思います。

近藤委員　地盤沈下の影響ですが、例えば茂原の内水氾濫はわかるのですが、それ以外にも地盤沈下による様々な一般社会の暮らしへの影響というのは、今どういうものがございませ

か。

小倉地質環境対策室長　国のほうでは、2 cm 以上になってきますといろいろな被害が出てきている例が多いということで、2 cm を目安にしているということですが、ほとんど2 cm というところもなくなってきておまして、もう少し見ていかなくはいけません、直接こういう被害があったというようなことは聞いてはおりませんが、九十九里地域などは元々低いところもございませし、下がれば下がった分、内水排除が悪くなるとか、高潮の影響とか、そういったところは出てくるのではないかと思います。

磯部部会長　ほかにいかがでしょう。

入江委員　2点お伺いします。

先ほど御説明にあった5年間で10cm以上沈下があった東金市ですが、こちらについては何か原因というか理由はわかっているのでしょうか。というのがまず1点、お願いしたいと思います。

小倉地質環境対策室長　この地点は、近くに天然ガス井戸もございませるので、そうした影響が考えられると思っております。

磯部部会長　データとしてはまたお示しいただけると考えてよろしいのですか。まだ、そんなにそれほど具体的なデータは揃っていないですか。

小倉地質環境対策室長　完全に特定できるということではないですが、天然ガス地域についてはその影響が大きいだろうということで、協定で削減指導を行っているということございませ。

入江委員　先ほど、地下水の汲み上げ規制をしているということで、規制がかからない井戸の汲み上げというのも近年見受けられますが、そういった状況については把握をどのようにしていらっしゃるのか、お聞きしたいと思ひませ。

小倉地質環境対策室長　許可のものについては当然把握してございませますが、それ未満のものは、小さな口径の井戸については、こちらで把握はしてございません。

入江委員　ポンプアップの能力が非常に高まっているということで、かなり汲み上げ量も大きくなっているという報告も聞いたことがあるのですが、県庁の中で、こういう規制のかからない汲み上げについて把握できるというか、そういった情報が入る部局というのはほかにあるのでしょうか。

小倉地質環境対策室長 最近、新聞等で報じられておりますのは、専用水道というものがござい  
ますが、許可対象未満の規模で、それまで上水道を使っていたものを敷地内に井戸を掘  
って使っていくということだと思っておりますが、水道法でございますので、県庁内では薬務  
課のほうで専用水道についての一覧を持っているかと思っております。一部、ホームページ等  
でも公表しているようですが。

入江委員 そういった許可要件に引っ掛からない井戸の汲み上げについては、県内の地盤沈下  
には大きな影響はないというようなお考えなのでしょうか。

小倉地質環境対策室長 先ほど説明いたしましたように、毎年ではばらつきはあるのですが、  
5年ごとのスパンで見えていきますとやはり沈静化の傾向ですので、それほど大きくはない  
のだらうなとは思っております。

磯部部会長 ほかにいかがでしょうか。

今年は、液状化した地域を調査をするのに、特別な工夫はあるのですか。

小倉地質環境対策室長 毎年、1月1日が基準日ということで地盤沈下防止対策をやっており  
まして、特にそれについては地震がどうのこうのということと離れてやっておるのですが、  
今回、特に九十九里については、協定の関係がありますので、それとは別途、10月から  
測量を開始しております。それから臨海部、面積的には少ないのですが、少し液状化があ  
った可能性のあるところについては、できればなというふうには思っております。狭い面  
積になるかとは思いますが。

磯部部会長 その場合は、元のデータがあるところでやるわけですね。比較しないと意味がな  
い。しかし、比較しても、液状化で沈下しているとすると、噴砂があるところを調べたら  
沈下しているに決まっている。しかし、それは地下水の汲み上げとは違う。ただ、力学的  
には、液状化も汲み上げも、水が外に出てきて圧密するという現象としては、時間スケ  
ールが長いか短いかという差はありますが、ある意味では似たようなことで。ただ、人間が  
汲み上げたのか、地震という現象によって液状化が起こったのかというのが違いますから、  
仮に液状化が起こったところで調べてすぐ下がりましたというのは、それはそれで貴重  
なデータではあるけれども、汲み上げとはまた別の話ですよ。そこら辺を区別するた  
めに、例えば調査をやっても詳しいことはわからないでしょうけれども、この辺が液状化し  
たのかしなかったのか、噴砂が見られたのか見られなかったのか、そういうことは情報と  
しては集められる部分については集めてから調査をしたほうがいいのではないかという気  
がしますけれども。

小倉地質環境対策室長 県に環境研究センターというところがございまして、そちらで地震直  
後から液状化については追いかけて調査をしております、第一報、第二報、第三報と調  
査結果を公表してございます。臨海部については、今回、国のほうが毎年1月1日にやっ  
ているところを前倒しして6月、7月くらいからやっておりまして、既に9月に終わって、  
10月公表と聞いておりますが、そちらは臨海部に近いところ、幹線をやっておりますの  
で、そちらのデータも何か使えるのではないかと考えておりますけれども。

磯部部会長 ありがとうございます。

液状化は相当局所的な影響も大きいので、また情報が出てきたらその解釈等についても  
注意してやっていただけたらと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

地盤沈下はよろしいでしょうか。  
ありがとうございました。

## (2) 印旛沼、手賀沼及び霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画について

磯部部会長 その次は、資料2-2「印旛沼、手賀沼及び霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画について」、御説明をお願いします。

櫻岡湖沼浄化対策室長 資料2-2を使い説明いたします。

本日は報告ということで、資料の中身に入る前に、湖沼法のことを若干説明させていただきます。

河川とか湖沼の公共用水域の水質汚濁の防止については、水質汚濁防止法という法律がありまして、排水基準を一律にしたり上乘せをしてやっている、あるいは下水道の整備を進めているという対策を行っているのですが、皆様御存知かとは思いますが、湖沼のような閉鎖性の水域である場合は、水が滞留したり汚濁物質が蓄積しやすい、あるいは汚濁の原因が多種多様にわたっているなど、湖沼については全国一律の規制ではなかなか汚濁の改善につながらないという背景があり、国のほうで、水質汚濁防止法だけではなくて、湖沼水質保全特別措置法というのを昭和59年7月に公布して60年3月に施行した経緯がございます。この話を受けて、本日の報告内容に入るわけでございます。

資料をめくっていただきますと、「説明内容」ということで1ページに四つ書いてございます。「1. 湖沼水質保全計策定の背景」「2. 第5期湖沼水質保全計画の結果について」「3. 湖沼の諸元について」「4. 湖沼水質保全計画策定のスケジュール」ということで内容の説明をさせていただきます。

2ページに、「湖沼水質保全計画策定の背景」ということで、日本の東北南部から九州までの地図があり、ここに黒マルが11カ所ほど打ってございます。この11カ所の黒マルが、従来の水質汚濁防止法だけではなくて、湖沼水質保全特別措置法で対策を打たなくてはいけないということで指定されている湖沼です。このうち千葉県に関するものとしては、関東地方のところにありますが、千葉県の北部にある印旛沼、北西部にある手賀沼、それから、本体はほぼ茨城にあるのですが、地域的に一部流域が栃木と千葉に被っている霞ヶ浦、この三つについて説明させていただきます。

めくっていただきますと、湖沼計画の話ですが、後ほど次のページで説明いたしますが、今、申しました11の湖沼について、国が指定湖沼として指定しているのですが、これは同時期に指定されたわけではなくて、御覧のとおり大きく5回に分けて指定しているものです。その中でも、今申しました印旛沼、手賀沼、霞ヶ浦、さらには琵琶湖、児島湖については早く汚濁の対策が必要だろうということで最初に指定湖沼になっております。以下、東北の釜房ダムと諏訪湖が同時期、中海と宍道湖、野尻湖、一番最近では秋田の八郎湖が指定湖沼となっております。これらの湖沼について湖沼水質保全計画を策定して水質汚濁を改善しようとしているもので、今回の印旛沼、手賀沼、霞ヶ浦については、昭和61年以来、第1期、第2期、第3期、第4期、第5期と5年ごとに湖沼計画をつくっており、これが平成22年度で終わっておりまして、これから第6期の計画を策定するというところにあるものでございます。

次の4ページにまいりまして、湖沼水質保全計画の位置付けを法律関係の中で整理して説明いたします。

今申しました「湖沼を指定して対策を打っていく」という話をする前に、詳細は今日は説明いたしません。湖沼法の第2条に基づき、環境大臣が湖沼水質保全基本方針というものを定めております。それに従いまして、法律の第3条で指定の申し出を都道府県知事が行い、環境大臣が同じ第3条で指定湖沼として指定する。どこまでが地域だということ指定地域として指定するというものです。この指定湖沼としての指定を受けた後に、右下の大きな枠で囲っていますが、都道府県知事が湖沼水質保全計画を策定するという仕組みです。

湖沼水質保全計画の中身ですが、大きく分けて「・」で五つ書いてございます。

「湖沼水質保全計画の計画期間」、これは従来は5年となっており、今は期間は明記されておきませんが、今のところ5年ごとにつくっているものでして、千葉県としても今定めようと考えているのは、5年間という計画期間で第6期を策定しようと考えております。

それから「湖沼の水質保全に関する方針」がございまして、これは、水質保全を保つために、環境基準の確保を目指しつつ、対策を講じた場合などを勘案して計画期間内に達成すべき水質目標、具体的にはCOD、全窒素、全りん、について定めるということです。

それから「湖沼の水質の保全に資する事業」として、達成すべき水質目標を定めたものに対して、どういう事業を行っていくかについて、下水道普及、浄化槽の整備などを行うものです。

それから「湖沼の水質の保全のための規制やその他の措置」ということで、工場や事業場の排水対策、あるいは生活排水対策などの行政指導、あるいは啓発などについての措置を定めていくものです。

「その他」としては、調査研究、環境学習など、湖沼の水質保全に資するものということです。

それから、湖沼法が改正されたときに入ったのですが、湖沼水質保全計画の中の計画の一部として流出水対策推進計画を定めるというのがございまして、これは、流域を定めて、特に必要と思われる地域については、流出水の水質を改善するための具体的な方策等を定めようということです。

これが湖沼水質保全計画の位置付けの全体の仕組みでございまして。

次に、めくっていただきますと、平成22年度を目標とした湖沼計画がございまして、この辺については、特に印旛沼と手賀沼についての説明をさせていただきます。

「水質の変化」というのは、CODと全窒素と全りんについて、水質目標として定めていますので、その状況をグラフにしたものです。

第5期というのは平成22年度が目標ですが、現況ということで、その5年前の平成17年があって、それに対してどういう状況になっていくかという動きを示したものがございまして、印旛沼と手賀沼についての水質の変化を示していますが、左側がCODの75%値です。環境基準との比較になります。全窒素は年平均値です。右側には全りんの平均値を経年でグラフ化しています。両方とも折れ線で経年をつくっておりますが、破線で横棒を引っぱってあるのが計画の中で定めた目標の値です。

印旛沼で申しますと、CODの75%値は平成22年の目標として8.9mg/l。75%値でそ



の値を目標としております。それに対して、年間の変化で申しますと、18年の10mg/ から始まりまして、若干の変動があつて、平成22年度においては75%値が10mg/ になっております。窒素については、3.0mg/ から始まって、目標2.7mg/ に対して2.9mg/ になっております。全りんについては、目標が0.10mg/ に対して、0.12mg/ で始まって0.14mg/ までの変動です。

同じように手賀沼につきましても、目標8.5mg/ に対して平成22年度で9.6mg/ 、全窒素では2.6mg/ に対して2.5mg/ 、全りんについては、多少変動はありましたが、目標0.15mg/ に対して0.16mg/ です。

水質目標については、印旛沼は残念ながら3項目とも達成しておりません。手賀沼については、全窒素については目標を達成しております。

次のページ、「発生源別汚濁負荷量」は、東京湾と同じように「生活系」と「産業系」、東京湾の場合はあと「その他系」という表現だったと思いますが、こちらのほうでは「自然系」と呼んでおりますが、同じものだと思っていただいて構いません。それについて発生源別に汚濁負荷量についても湖沼計画の中では目標値を定めておりまして、それに対する実績が現時点で出ておりますが、それと比較できるような表をつくっております。

時間の都合もありますので合計の欄だけで申しますと、印旛沼については、CODは、目標は7,339kg/日だったのですが、実績としては7,888kg/日。以下、全窒素、全りんとも、残念ながら目標値を上回る状況でした。

手賀沼については、同じようにCODが目標で合計で2,990kg/日、これに対して実績で3,018kg/日。以下、T-Nは1,221kg/日に対して1,263kg/日、T-Pは122.2kg/日に対して132.5kg/日ということで、負荷量については、達成状況は違いますが、どれも目標より上回る実績を示しております。

今申したものは目標とそれにつながる負荷量ですが、その次のページに行きまして、具体的にどんな対策をやるかということです。

「湖沼の水質の保全に対する事業」としては、生活雑排水等が処理されるように、下水道とか合併処理浄化槽等を整備していく。あるいは、流入河川等の浄化対策で言えば、例えば河川浄化施設で浄化するとか、そういうものです。

「湖沼の水質の保全のための規制その他の措置」としては、工場・事業場排水対策ということで、水質汚濁防止法の規制に加えて、条例等でさらに厳しいものを上乘せなり横出しをやる。それから地下水利用の適正化などもございます。

その他としましては、水質の監視なり、調査研究の推進なり、あるいは環境学習の推進等で成り立っているものでございます。

このような計画で5期を行ってまいりました。

次に第6期の話に行く前に、順番は逆になってしまいましたが、印旛沼、手賀沼等がどういうところか、諸元等を示しております。

8ページが印旛沼流域です。千葉県の北部で、湖沼自体は印西市、佐倉市、あるいは成田市などに面していますが、それに流入する河川を含めると11市2町、南は千葉市、西は鎌ヶ谷市、東は富里市まで、これらの流域から入ってくる水で印旛沼となっております。これが印旛沼流域ということで指定地域でございます。

その裏のページに、印旛沼流域の文字どおりの諸元です。面積は1,155haで、水深はか

なり浅くて平均で 1.7m です。指定地域内の流域に住まわれている人口は、22 年度では 76 万 6,500 人であった。それから印旛沼の利水の状況ですが、水道の原水として使われております。工業用水として、東京湾の臨海地域等にも活用されております。印旛沼周辺の農業用水にも使われております。あとは内水面漁業が行われておりまして、漁獲量がありません。

参考として、上水の利用がございまして、水質環境基準としては、COD は 75% 値で 3 mg / という基準がありまして、先ほどは COD は 75% 値のグラフに書いていますが、年平均値に直すとこのような状況です。全窒素、全りんはグラフと同じものです。

続きまして手賀沼流域。これは千葉県の北西部、沼自体は柏市、我孫子市、一部下手賀沼というのがありまして、これは白井市、印西市に面しております。それに加えて流域としては 7 市ということで、柏市や流山市、あるいは松戸市からも入っております。

諸元については、次のページですが、面積は印旛沼より小さくなり 650ha 程度、人口は 50 万 4,300 人。上水道、工業用水の利用はありませんで、農業用水に活用されており、内水面漁業もあります。

水質環境基準は、こちらは上水の利用がありませんので、COD で言えば 75% 値として 5 mg / が適用されております。

水質の変化ということでは、グラフにない COD の年平均値としては 8 mg / 前後の値で推移しているという状況です。

加えまして霞ヶ浦流域です。なぜ霞ヶ浦が千葉県と関わるかということですが、これはホームページを写したもので若干写りが悪いので申しわけございませんが、本体はもちろん茨城県にあるのですが、千葉県北部に香取市というところがありまして、ここが一部、霞ヶ浦流域の中の常陸利根川の流域に入っております。その関係で千葉県香取市、湖の北側では、栃木県に益子町というのがありますが、そちらも一部流域となっておりますので、霞ヶ浦の湖沼水質保全計画としては、茨城県が中心で作るのですが、千葉県と栃木県も関わっている計画となります。

参考に、霞ヶ浦についても御覧のとおり諸元が書いてございます。こちらは省略させていただきます。

最後に、「湖沼水質保全計画策定のスケジュール」ということで、冒頭、松澤次長の挨拶もありましたが、今後この水環境部会でも検討いただく内容と関わりますので説明させていただきますと、第 6 期湖沼水質保全計画を年度内（来年 3 月まで）に策定するという計画で考えております。そのため、既に上のほうの三つ、三つ目はまだこれからですが、地元住民に対しての意見交換会、あるいは策定委員会を印旛沼と手賀沼にそれぞれ設けておりまして、それが 8 月に第 1 回、来週に第 2 回をそれぞれ行う予定です。また、右側の点線で囲んであるのは策定協議会で、右下に雑駁にメンバーを書いています。行政機関で構成されるものです。これらの中で施策やシミュレーションの内容を詰めていき、計画案をつくって、その後、意見交換会等を経てパブリックコメントにかける。そして環境審議会に 12 月に諮問して御審議いただく予定で、その後答申をいただくようお願いしまして、その後、計画を詰めるというスケジュールを考えております。

本日は報告ということなので雑駁な説明でしたが、以上でございます。

磯部部会長      どうもありがとうございました。

ただいま御報告いただいた件について、御質問いかがでしょうか。

入江委員 最後に御説明いただいた湖沼水質保全計画策定のスケジュールに関してですが、印旛沼の水循環健全化会議というのがございますが、この健全化会議との関係はどのようになっているのか教えていただけますか。

櫻岡湖沼浄化対策室長 今日御報告させていただきましたのは湖沼水質保全計画で、湖沼水質保全特別措置法に基づいて知事が定める法定計画です。今、委員から話がありました印旛沼については、印旛沼の健全化の流域の計画がございます。これはいわゆる任意計画というもので、行政なり、学識の方々なり、地元のNPOの方々なり、市町村なりで、皆様で委員会をつくっていただいて、その中でつくっていく。

大雑把に申しますと、健全化の計画のほうでは、湖沼の水質関係も当然ございますが、一部に治水の部分も入っております。より広い範囲についてみんなでこういう姿を目指しましょうということで健全化のほうの計画はできております。

入江委員 そうしますと、健全化会議の中からこちらの保全計画について何か意見聴取を行うとか、そういったワーキンググループがあるとか、そういう具体的な動きというのは何か連動してあるのでしょうか。

櫻岡湖沼浄化対策室長 組織としては全く別物ですが、実態としては、健全化のほうでやろうとされている施策、実際に今おっしゃったとおりワーキンググループがございますが、ワーキンググループで目指している施策として、印旛沼の水質保全と連携してできるものは湖沼計画の中でも取り込ませていただいて、それに基づいて進めていくという形をとらせていただいております。

入江委員 別な質問になるのですが、手賀沼の水質についてですが、導水事業が始まって水環境がかなり変わったという話を伺っているのですが、何か具体的にデータとして、その変化というのでしょうか、導水事業後の水環境の点についてわかるものがありますか。

櫻岡湖沼浄化対策室長 今日は具体的にお配りできる資料はございません。御存知の方が多いと思いますが、環境省のほうで公共用水域の測定結果を全国まとめて公表しており、「湖沼」の部門がありまして、発表以来 27 年間、手賀沼は全国で一番汚れている湖沼でありました。一番悪いときで 20mg / を超えるようなCODの値を示していたのですが、今御覧いただいているとおり、年平均値で言えば 9 mg / を切るぐらい、8 mg / 台で推移しております。ですから、北千葉導水事業等の効果によって、一時はかなり汚れた湖沼でしたが、夏場にアオコが頻繁に見られたような状態からは脱却している状況です。

磯部部会長 ほかにいかがでしょうか。

14 ページを拝見すると、ここの環境審議会がスケジュールでいうと 12 月頃と 1 ~ 2 月頃の間ぐらいに予定されていて、その前に様々な策定委員会とか協議会が行われるという理解でよろしいのですね。

櫻岡湖沼浄化対策室長 環境審議会で皆様に御審議いただくまでに計画(案)を作るために、今、策定委員会や協議会等でいろいろな御意見をいただいて練っていくということを考えております。

磯部部会長 それを踏まえた上で諮問が出てくる、そこで皆さんに審議していただくということですね。

御質問ございますか。

よろしいですか。

それでは、これもいずれ諮問がなされるということですので、その前段階として様々な背景について御説明をいただいたということにさせていただきます。

議事次第によりますと、本日予定されていた議題は以上となります。

## 5. その他

磯部部会長　最後に、「その他」として事務局から何かございましたらお願いいたします。

矢沢水質保全課長　本日は長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

また、総量削減計画（案）、総量規制基準（案）について御承認いただき、重ねて御礼申し上げます。

次回の予定ですが、年末の大変お忙しい中を恐縮でございますが、12月27日（火曜日）の午後、ただいま御報告いたしました印旛沼、手賀沼、霞ヶ浦、それぞれの湖沼水質保全計画（案）について御審議いただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

磯部部会長　それでは、27日の押し迫った日程になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま事務局から今後の審議事項について提案がございました。次回の日程については事務局によって調整をしたいと思いますが、各委員の皆様、それでよろしいでしょうか。日程についてそんなところでやっていくということになります。

それでは、日程の確保をどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

## 6. 閉　　会

司会　長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、千葉県環境審議会水環境部会を終了いたします。

以上